

野田市水道事業管理者の所管に係る野田市公契約条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月5日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

野田市水道事業規程第 3 号

野田市水道事業管理者の所管に係る野田市公契約条例施行規程の一部を改正する規程

野田市水道事業管理者の所管に係る野田市公契約条例施行規程（平成25年野田市水道事業規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別記様式のとおり」を「身分証明書」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。